

公益財団法人てんかん治療研究振興財団
定 款

第1章 総則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人てんかん治療研究振興財団（以下「本財団」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本財団は、主たる事務所を大阪府大阪府中央区に置く。

2 本財団は、理事会の議決を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本財団は、てんかんに関する分野の基礎研究、臨床症状・発作抑制手段の研究及び薬物開発のための研究を助成及び表彰することにより、この分野の治療研究の振興を図り、もって国民の保健と医療に貢献することを目的とする。

(事 業)

第4条 本財団は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) てんかんの治療に関する諸分野の基礎的研究及び臨床への応用研究に対する助成、外国人研究者の招聘、及び我が国の研究者の海外派遣に対する助成並びに日本てんかん学会機関誌「てんかん研究」刊行助成
- (2) てんかんの治療に関する継続的な研究を行い、業績を挙げた研究者、又は研究グループ及び長年にわたりてんかん学の進歩に著しい貢献、指導的な役割を果たした研究者の表彰
- (3) その他本財団の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(財産の種類)

第5条 本財団の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、本財団の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会及び評議員会で定めたものとする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産は、その2分の1以上を第4条第1項に定める事業に使用するものとし、その取扱いは理事会及び評議員会の決議により別定める。

(基本財産の維持及び処分)

第6条 本財団は、基本財産の適正な維持及び管理に努めなければならない。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分しようとするとき又は担保に供するとき若しくは除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第7条 本財団が資金の長期借入れ（当該事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除く。）をしようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

2 本財団が重要な財産の処分又は譲受けの場合にあっても、前項と同様の手続きを経なければならない。

(財産の管理・運用)

第8条 本財団の財産は、理事長（第27条第4項に規定する代表理事をいう。以下同じ。）が管理するものとし、その方法は理事会の決議により別に定める資産管理・運用規程による。

(事業年度)

第9条 本財団の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第10条 本財団の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第

1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残高の算定)

第11条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(会計原則等)

第12条 本財団の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

2 本財団の会計処理に関し必要な事項は、理事会において別に定める会計処理規則による。

第4章 評議員

(評議員)

第13条 本財団に評議員8名以上15名以内を置く。

(評議員の選任)

第14条 評議員の選任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議

員会において行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
 - (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの
 - (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 理事
 - ロ 使用人
 - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
 - ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）
- 3 評議員は、本財団の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

(任期)

第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の解任)

第16条 評議員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の議決によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(評議員に対する報酬等)

第17条 評議員に対して各事業年度の支給総額が50万円を超えない範囲内で、評議員会において別に定める報酬の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給する。

第5章 評議員会

(構成)

第18条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第19条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事、監事及び評議員の選任並びに解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 20 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催し、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招 集)

第 21 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会を招集する者は、評議員会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、評議員会の 7 日前までに、各評議員に対してその通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、評議員会を招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議 長)

第 22 条 評議員会の議長は、評議員会において出席した評議員の中からその都度互選する。

(決 議)

第 23 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 評議員の解任
 - (2) 監事の解任
 - (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 定款の変更
 - (5) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (6) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 27 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 24 条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決した旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 25 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 26 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名が記名押印しなければならない。

第6章 役員

(役員の設定)

第 27 条 本財団に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6 名以上 12 名以内
 - (2) 監事 2 名以内
- 2 理事のうち 1 名を理事長とする。
 - 3 理事長以外の理事のうち、1 名を常務理事とする。
 - 4 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第 197 条において準用する第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 28 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 29 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本財団を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、本財団の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第30条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本財団の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第31条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第27条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第32条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第33条 理事及び監事に対して各事業年度の支給総額が各事業年度の予算総額を越えない範囲内で、評議員会において別に定める報酬の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給する。

(役員損害賠償責任の免除)

第34条 本財団は、一般法人法第198条において準用する同法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限

度として理事会の決議により免除することができる。

(外部役員の実任限定契約)

第 35 条 本財団は、一般法人法第 198 条において準用する同法第 115 条第 1 項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任の実任限定契約を締結することができる。なお、責任の限度額は、一般法人法第 198 条において準用する同法第 113 条第 1 項の規定による最低責任限度額とする。

第7章 理事会

(構成)

第 36 条 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第 37 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (2) 本財団の業務執行の決定
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 理事長及び常務理事の選定及び解職
- (5) その他法令又はこの定款に定める事項

(開催)

第 38 条 理事会は、毎事業年度開始前及び事業年度終了後 3 ヶ月前までに開催するほか、必要がある場合に随時開催する。

(招集)

第 39 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の 7 日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会を招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第 40 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠席の場合には理

事の互選により決定する。

(決 議)

第 41 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 42 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 43 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告する事を要しない。

2 前項の規定は、第 29 条第 3 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 44 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。ただし理事長の出席しない場合は、出席した理事及び監事の全員が記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 45 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 一般法人法第 200 条第 1 項ただし書の規定にかかわらず、この定款の第 3 条、第 4 条、第 14 条及び第 16 条についても変更することができる。

(解 散)

第 46 条 本財団は、基本財産の滅失による本財団の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 47 条 本財団が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により本財団が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会

の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第48条 本財団が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 本財団の公告方法は官報に掲載する方法とする。ただし、貸借対照表の公告については、一般法人法第128条第3項に規定する措置により開示する。

第10章 事務局

(事務局)

第50条 本財団の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。ただし、事務局長及び重要な職員は理事長が理事会の承認を経て、任免する。

4 事務局の組織及び運営に関しての必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第11条 補 則

(委 任)

第51条 この定款に定めるもののほか、本財団の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第9条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 本財団の最初の役員は、次に掲げる者とする。

理事	宮武 健次郎	佐藤 彰三	大澤 真木子	野村 瞭
	真柳 佳昭	八木 和一	山内 俊雄	田中 達也
	小島 卓也			
監事	阿多 博文	尾尻 哲洋		

4 本財団の最初の代表理事は宮武健次郎、業務執行理事を佐藤彰三とする。

5 本財団の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

飯沼 一字	兼子 直	鶴 紀子	藤原 建樹	金岡 昌治
堀 智勝	松岡 洋夫	丸 栄一	三浦 寿男	渡邊 一功
渡辺 英寿	渡邊 雅子			

平成 23 年度役員（理事・監事）、評議員、選考委員、審査委員、企画委員等

理事長	宮武 健次郎	大日本住友製薬株式会社 代表取締役会長	
常務理事	佐藤 彰三	大日本住友製薬株式会社	常 勤
理 事	大澤 真木子	東京女子医科大学 医学部長	
理 事	小島 卓也	医療法人社団輔仁会大宮厚生病院 副院長	
理 事	田中 達也	国際抗てんかん連盟第 1 副理事長 やまびこ医療福祉センター名誉院長	
理 事	野村 瞭	財団法人復光会 専務理事	
理 事	真柳 佳昭	東京警察病院 顧問	
理 事	八木 和一	静岡てんかん・神経医療センター 名誉院長	
理 事	山内 俊雄	埼玉医科大学 学長	
監 事	阿多 博文	弁護士	
監 事	尾尻 哲洋	税理士	
評議員	飯沼 一字	石巻赤十字病院 院長	
評議員	金岡 昌治	大日本住友製薬株式会社 研究本部長	
評議員	兼子 直	弘前大学医学部 教授	
評議員	鶴 紀子	宮崎大学 名誉教授	
評議員	新川 慶弘	大日本住友製薬株式会社 営業副本部長	
評議員	藤原 建樹	静岡てんかん・神経医療センター 名誉院長	
評議員	堀 智勝	森山記念病院 名誉院長	
評議員	松岡 洋夫	東北大学大学院医学系研究科 教授	
評議員	丸 栄一	日本医科大学 准教授	
評議員	三浦 寿男	北里大学 名誉教授	
評議員	渡邊 一功	名古屋大学 名誉教授	
評議員	渡辺 英寿	自治医科大学脳神経外科学 教授	
評議員	渡邊 雅子	国立精神・神経医療研究センター病院	
顧 問	朝倉 哲彦	鹿児島大学 名誉教授	
顧 問	石島 武一	桜町病院 院長	
顧 問	稲永 和豊	久留米大学 名誉教授	
顧 問	大熊 輝雄	国立精神・神経センター 名誉院長	
顧 問	太田原 俊輔	岡山大学 名誉教授	
顧 問	大沼 悌一	むさしの国分寺クリニック 院長	
顧 問	黒川 徹	国立療養所西別府病院 名誉院長	
顧 問	熊代 永	福島県立医科大学 名誉教授	
顧 問	佐藤 甫夫	千葉大学 名誉教授	
顧 問	佐藤 光源	東北大学 名誉教授	

顧問	清水 當尚	元大日本製薬株式会社 副会長	
顧問	高折 修二	京都大学 名誉教授	
顧問	福島 裕	弘前大学 名誉教授	
顧問	福山 幸夫	東京女子医科大学 名誉教授	
顧問	細川 清	香川大学 名誉教授	
顧問	間中 信也	特定医療法人社団温知会 間中病院 院長	
顧問	宮本 侃治	元国立精神・神経センター神経研究所 部長	
顧問	森 昭胤	岡山大学 名誉教授	
顧問	山口 成良	金沢大学 名誉教授	
選考委員	植田 勇人	宮崎大学医学部精神医学分野 准教授	
選考委員	兼子 直	弘前大学医学部 教授	評議員
選考委員	川合 謙介	東京大学大学院医学研究科脳神経外科 准教授	
選考委員	香坂 忍	北海道大学小児科	
選考委員	須貝 研司	国立精神・神経医療研究センター病院	
選考委員	辻 貞俊	産業医科大学 神経内科 教授	
選考委員	丸 栄一	日本医科大学 准教授	
オブザーバー	福田 裕典	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長	
企画委員	飯沼 一字	石巻赤十字病院 院長	評議員
企画委員	井上 有史	静岡てんかん・神経医療センター 院長	
企画委員	田中 達也	国際抗てんかん連盟第1 副理事長	
		やまびこ医療福祉センター名誉院長	理事
企画委員	松浦 雅人	東京医科歯科大学 教授	
企画委員	満留 昭久	国際医療福祉大学 教授	
臨時企画委員	鶴 紀子	宮崎大学 名誉教授	評議員
臨時企画委員	渡辺 英寿	自治医科大学脳神経外科学 教授	評議員
審査委員	笹川 睦男	西新潟中央病院 精神科 臨床研究部長	
審査委員	藤原 建樹	静岡てんかん・神経医療センター 名誉院長	評議員
審査委員	堀 智勝	森山記念病院 名誉院長	評議員
審査委員	横井 功	大分大学神経生理学講座 教授	
審査委員	渡邊 雅子	国立精神・神経医療研究センター病院	評議員

平成22年度下期事業報告書

自 平成22年10月1日 至 平成23年3月31日

事業の状況

(1) 平成22年度下期助成

刊行助成 (予算金額 1,000千円 実績金額 1,000千円)

てんかんに関する研究振興のため日本てんかん学会機関誌〔てんかん研究〕の刊行に対して助成しました。

(2) 表彰 (予算金額 2,100千円 実績金額 2,256千円)

研究功労賞

てんかん学の進歩・発展に著しい貢献を成し遂げられた研究者に贈られる研究功労賞は、平成22年度は下記の先生に贈呈しました。

福島 裕 弘前大学 名誉教授

表彰 金メダルに副賞として金一封を添えて、平成23年3月4日開催の第22回研究報告会時に表彰しました。

研究褒賞

てんかんの治療に関する優れた業績を挙げられた若手研究者に贈られる研究褒賞は、平成22年度は下記の先生に贈呈しました。

飯田 幸治 広島大学大学院 医歯薬学総合研究科
脳神経外科学講座 助教

表彰 銀メダルに副賞として金一封を添えて、平成23年3月4日開催の第22回研究報告会時に表彰しました。

(3) 第22回研究報告会 (予算金額 8,500千円 実績金額 8,488千円)

平成20年度助成金受領者による研究成果の報告、平成22年度研究褒賞受賞者並びに平成22年度研究功労賞受賞者による受賞記念報告を開催しました。

- | | | |
|---------|----------------|----------|
| ・発表者 | 平成20年度研究助成金受領者 | 12名 |
| ・受賞記念講演 | 平成22年度研究功労賞受賞者 | 福島 裕 先生 |
| ・受賞記念報告 | 平成22年度研究褒賞受賞者 | 飯田 幸治 先生 |
| ・日時 | 平成23年3月4日(金) | |
| ・場所 | 大阪・千里阪急ホテル | |

発表者・課題名

(発表順)

- 1 てんかんモデル動物を用いた脳アストログリアK⁺チャネルの病態解析研究
大阪薬科大学 薬品作用解析学研究室 准教授 大野 行弘
- 2 SCN1A遺伝子ノックアウトマウスにおける抗けいれん剤の効果の検討
独立行政法人理化学研究所・神経遺伝研究チーム・研究員 荻原 郁夫
- 3 てんかん原性病巣における細胞内情報伝達経路関連蛋白の発現解析
新潟大学脳研究所 准教授 柿田 明美
- 4 ラスムッセン症候群とその類縁疾患の自己反応性細胞障害性T細胞・Th1細胞の持続活性化の病態解明から治療法開発に向けた研究
独立行政法人国立病院機構 静岡てんかん・神経医療センター
臨床研究部長 高橋 幸利
- 5 ヒトてんかん遺伝子導入ラットを用いたてんかんの分子病態解明と予防的治療法の開発
弘前大学大学院医学研究科 脳神経病理学講座 准教授 森 文秋
- 6 熱性けいれん重積による脳障害のサイトカイン解析に関する研究
山口大学医学部附属病院小児科 教授 市山 高志
- 7 てんかんにおける新規責任遺伝子及び変異の網羅的探索
弘前大学大学院医学研究科神経精神医学講座 教授 兼子 直
- 8 機能MRIと脳磁図、脳皮質電位を用いた記憶機能評価および局在の検証、記憶関連ネットワークの画像化
東京大学医学部附属病院 脳神経外科 助教 太田 貴裕
- 9 脳内微小電極によるてんかん焦点活動の検討と高次脳機能評価
独立行政法人国立病院機構 静岡てんかん・神経医療センター
第一脳神経外科 医長 馬場 好一
- 10 脳内埋め込み型大脳局所冷却装置によるてんかん治療法の開発
山口大学医学部附属病院手術部(脳神経外科) 准教授 藤井 正美
- 11 てんかん性放電生成に関わる皮質・皮質下構造間のネットワークの解明:脳波・機能的MRI
同時計測とdiffusion tractographyによる複合的研究
京都大学医学部附属病院神経内科 助教 松本 理器
- 12 テレビ会議システムを用いたてんかん診療ネットワークの構築
近畿大学医学部脳神経外科 教授 加藤 天美

研究褒賞受賞記念報告

てんかん外科治療における硬膜下電極および脳磁図を用いたてんかん焦点ならびにてんかん棘波の電磁気生理学的研究

広島大学大学院 医歯薬学総合研究科
脳神経外科学講座・助教 飯田 幸治

研究功労賞受賞記念講演

弘前大学 名誉教授 福島 裕

「てんかんの長期経過を巡って」

庶務の概要

(1) 許認可に関する事項

平成22年下期については許認可に関する事項はありませんでした。

(2) 登記に関する事項

公益財団法人設立登記及び特例財団法人解散登記完了（大阪法務局）

平成22年10月1日付けで財団法人てんかん治療研究振興財団を名称変更し、移行したことにより解散、設立いたしました。

(3) 役員会等に関する事項

理事会

開 会 日	議 事 事 項	会議の結果
平成22年11月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人移行に伴う事後承認の件 ①平成22年度後期の事業計画の承認の件 ②役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程承認の件 ③資産管理・運用規程承認の件 ・平成22年度上期の収支決算承認の件 ・第1回評議員会を定款第24条に基づき決議省略の方式により実施する件 ・第2回評議員会を平成23年3月4日に開催する件 	全員一致承認 全員一致承認 全員一致承認 全員一致承認 全員一致了解 全員一致了解

評議員会

開 会 日	議 事 事 項	会議の結果
平成22年12月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度上期事業報告及び決算承認の件 	全員一致承認
平成22年12月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人移行に伴う事後承認の件 ①平成22年度後期の事業計画の承認の件 ②役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程承認の件 ③資産管理・運用規程承認の件 ・平成22年度上期の収支決算承認の件 ・評議員選任の件 	全員一致承認 全員一致承認 全員一致承認 全員一致承認 全員一致選任

理事会・評議員会

開 会 日	議 事 事 項	会議の結果
平成23年3月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度事業報告及び決算見通し報告の件 ・平成23年度研究助成対象者決定の件 ・平成23年度研究功労賞受賞者決定の件 ・平成23年度研究褒賞受賞者決定の件 ・平成23年度選考委員選任の件 ・評議員会招集の件 ・会計処理規則の改定の件 	全員一致承認可決 全員一致承認 全員一致承認 全員一致承認 全員一致選任 全員一致了解 全員一致承認

選考委員会

開 会 日	議 事 事 項	会議の結果
平成23年2月4日	平成23年度助成対象者選考	全員一致決定

審査委員会

開 会 日	議 事 事 項	会議の結果
平成23年2月4日	平成23年度褒賞受賞者選考	全員一致決定

企画委員会

開 会 日	議 事 事 項	会議の結果
平成22年11月5日	<ul style="list-style-type: none">・第22回研究報告会プログラムの決定・平成23年度各委員の推薦・公益認定移行について・研究助成に関する確認事項について・八木先生企画委員長退任・交代について・研究褒賞ポスター案とその送付先・平成23年度スケジュールについて・平成23年度助成・褒賞応募状況	全員一致決定

(4) 行政庁に対する届出に関する事項

届 出 月 日	届 出 事 項	備 考
平成23年3月25日	事業計画等の提出	内閣府

(5) 寄附金に関する事項

寄附金の受入

平成22年度下期については寄附金の受入はありませんでした。

平成22年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

平成23年6月

公益財団法人てんかん治療研究振興財団

収支計算書

平成22年10月 1日から平成23年 3月31日まで

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差 異	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
基本財産運用収入	2,752,348	232,500	2,519,848	
基本財産運用収入	2,752,348	232,500	2,519,848	社債利金
特定資産運用収入	10,000	2,947,513	△ 2,937,513	
特定資産運用収入	10,000	2,947,513	△ 2,937,513	国債、社債利金
雑収入	0	259,706	△ 259,706	
受取利息収入	0	9,706	△ 9,706	普通預金利息
雑収入	0	250,000	△ 250,000	助成金返却
事業活動収入計	2,762,348	3,439,719	△ 677,371	
2. 事業活動支出				
事業費支出	13,188,925	12,537,079	651,846	
その他助成費支出	1,000,000	1,000,000	0	日本てんかん学会機関紙
普及啓発費支出	2,100,000	2,255,942	△ 155,942	研究功労賞・研究褒賞
会議費支出	4,364,815	3,867,877	496,938	研究報告会、選考委員会等
旅費・交通費支出	3,656,410	4,140,960	△ 484,550	研究報告会、選考委員会等
印刷製本費支出	767,700	69,300	698,400	研究年報、抄録集
給与手当支出	1,200,000	1,200,000	0	
雑費支出	100,000	3,000	97,000	
管理費支出	2,207,528	1,767,125	440,403	
会議費支出	196,745	220,422	△ 23,677	理事会・評議員会等
旅費・交通費支出	781,940	64,160	717,780	理事会・評議員会等
通信費支出	20,835	33,561	△ 12,726	
消耗品費支出	0	147,803	△ 147,803	
賃借料支出	134,000	126,000	8,000	事務所賃借料
手数料支出	1,034,008	1,083,547	△ 49,539	
システム管理費支出	40,000	0	40,000	
雑費支出	0	91,632	△ 91,632	会費、慶弔費他
事業活動支出計	15,396,453	14,304,204	1,092,249	
事業活動収支差額	△ 12,634,105	△ 10,864,485	△ 1,769,620	
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
投資活動収入計	0	0	0	
2. 投資活動支出				
投資活動支出計	0	0	0	
投資活動収支差額	0	0	0	
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2. 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
当期収支差額	△ 12,634,105	△ 10,864,485	△ 1,769,620	
前期繰越収支差額	1,447,793	24,681,133	△ 23,233,340	
次期繰越収支差額	△ 11,186,312	13,816,648	△ 25,002,960	

収支計算書に対する注記

(1) 資金の範囲

資金の範囲には、現金及び預金を含めている。

(2) 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期末残高
現金預金	24,696,133	13,816,648
現金	217,074	109,260
当座預金	16,156,165	7,028,308
普通預金	8,322,894	6,679,080
合 計	24,696,133	13,816,648
預り金	15,000	0
合 計	15,000	0
次期繰越収支差額	24,681,133	13,816,648

収支計算書内訳表

平成22年10月1日から平成23年3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計				法人会計	合 計
	助成事業	表彰事業	共 通	小 計		
I 事業活動収支の部						
1. 事業活動収入						
基本財産運用収入	0	0	232,500	232,500	0	232,500
基本財産運用収入	0	0	232,500	232,500	0	232,500
特定資産運用収入	0	0	2,947,513	2,947,513	0	2,947,513
特定資産運用収入	0	0	2,947,513	2,947,513	0	2,947,513
雑収入	0	250,000	9,706	259,706	0	259,706
受取利息収入	0	0	9,706	9,706	0	9,706
雑収入	0	250,000	0	250,000	0	250,000
事業活動収入計	0	250,000	3,189,719	3,439,719	0	3,439,719
2. 事業活動支出				0		
事業費支出	1,750,000	2,705,942	8,081,137	12,537,079	0	12,537,079
その他助成費支出	1,000,000	0	0	1,000,000	0	1,000,000
普及啓発費支出	0	2,255,942	0	2,255,942	0	2,255,942
会議費支出	0	0	3,867,877	3,867,877	0	3,867,877
旅費交通費支出	0	0	4,140,960	4,140,960	0	4,140,960
印刷製本費支出	0	0	69,300	69,300	0	69,300
給与手当支出	750,000	450,000	0	1,200,000	0	1,200,000
雑費支出	0	0	3,000	3,000	0	3,000
管理費支出	0	0	0	0	1,767,125	1,767,125
会議費支出	0	0	0	0	220,422	220,422
旅費交通費支出	0	0	0	0	64,160	64,160
通信費支出	0	0	0	0	33,561	33,561
消耗品費支出	0	0	0	0	147,803	147,803
賃借料支出	0	0	0	0	126,000	126,000
手数料支出	0	0	0	0	1,083,547	1,083,547
雑費支出	0	0	0	0	91,632	91,632
事業活動支出計	1,750,000	2,705,942	8,081,137	12,537,079	1,767,125	14,304,204
事業活動収支差額	△ 1,750,000	△ 2,455,942	△ 4,891,418	△ 9,097,360	△ 1,767,125	△ 10,864,485
II 投資活動収支の部				0		0
1. 投資活動収入				0		0
投資活動収入計	0	0	0	0	0	0
2. 投資活動支出				0		0
投資活動支出計	0	0	0	0	0	0
投資活動収支差額	0	0	0	0	0	0
III 財務活動収支の部				0		0
1. 財務活動収入				0		0
財務活動収入計	0	0	0	0	0	0
2. 財務活動支出				0		0
財務活動支出計	0	0	0	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0	0	0	0
当期収支差額	△ 1,750,000	△ 2,455,942	△ 4,891,418	△ 9,097,360	△ 1,767,125	△ 10,864,485
前期繰越収支差額	0	0	24,681,133	24,681,133	0	24,681,133
次期繰越収支差額	△ 1,750,000	△ 2,455,942	19,789,715	15,583,773	△ 1,767,125	13,816,648

正味財産増減計算書

平成22年10月 1日から平成23年 3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	232,500	3,847,652	△ 3,615,152
基本財産受取利息	232,500	3,847,652	△ 3,615,152
特定資産運用益	2,947,513	0	2,947,513
特定資産受取利息	2,947,513	0	2,947,513
受取寄附金	0	37,010,000	△ 37,010,000
受取寄附金	0	37,010,000	△ 37,010,000
雑収益	259,706	76,535	183,171
受取利息	9,706	76,535	△ 66,829
雑収益	250,000	0	250,000
経 常 収 益 計	3,439,719	40,934,187	△ 37,494,468
(2) 経常費用			
事業費	12,537,079	24,781,195	△ 12,244,116
研究助成費	0	19,200,000	△ 19,200,000
国際交流助成費	0	2,750,000	△ 2,750,000
その他助成費	1,000,000	0	1,000,000
普及啓発費	2,255,942	0	2,255,942
会議費	3,867,877	135,185	3,732,692
旅費・交通費	4,140,960	343,590	3,797,370
印刷製本費	69,300	2,232,300	△ 2,163,000
公募費	0	120,120	△ 120,120
給料手当	1,200,000	0	1,200,000
雑費	3,000	0	3,000
管理費	1,807,265	2,967,446	△ 1,160,181
給料手当	0	1,200,000	△ 1,200,000
会議費	220,422	153,255	67,167
旅費・交通費	64,160	18,060	46,100
通信費	33,561	59,165	△ 25,604
消耗品費	147,803	274,544	△ 126,741
賃借料	126,000	126,000	0
手数料	1,083,547	665,992	417,555
減価償却費	40,140	14,380	25,760
雑費	91,632	456,050	△ 364,418
経 常 費 用 計	14,344,344	27,748,641	△ 13,404,297
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 10,904,625	13,185,546	△ 24,090,171
特定資産評価損益等	△ 13,000	0	△ 13,000
評価損益等計	△ 13,000	0	△ 13,000
当期経常増減額	△ 10,917,625	13,185,546	△ 24,103,171
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
投資有価証券売却益	0	2,280,000	△ 2,280,000
有価証券評価益	0	27,600	△ 27,600
経常外収益計	0	2,307,600	△ 2,307,600
(2) 経常外費用			
投資有価証券売却損	0	433,114	△ 433,114
経常外費用計	0	433,114	△ 433,114
当期経常外増減額	0	1,874,486	△ 1,874,486
当期一般正味財産増減額	△ 10,917,625	15,060,032	△ 25,977,657
一般正味財産期首残高	37,183,555	22,123,523	15,060,032
一般正味財産期末残高	26,265,930	37,183,555	△ 10,917,625
II 指定正味財産増減の部			
基本財産運用益	232,500	6,127,652	△ 5,895,152
特定資産運用益	2,918,013	0	2,918,013
基本財産評価益		7,680,000	△ 7,680,000
特定資産評価益	2,220,000	0	2,220,000
基本財産評価損	△ 310,000	△ 5,875,000	5,565,000
特定資産評価損	△ 3,963,000	0	△ 3,963,000
一般正味財産への振替額	△ 3,150,513	△ 6,127,652	2,977,139
当期指定正味財産増減額	△ 2,053,000	1,805,000	△ 3,858,000
指定正味財産期首残高	557,669,600	555,864,600	1,805,000
指定正味財産期末残高	555,616,600	557,669,600	△ 2,053,000
III 正味財産期末残高	581,882,530	594,853,155	△ 12,970,625

正味財産増減計算書内訳表

平成22年10月1日から平成23年3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計				法人会計	合 計
	助成事業	表彰事業	共 通	小 計		
I 一般正味財産増減の部						
1. 経常増減の部						
(1) 経常収益						
基本財産運用益	0	0	232,500	232,500	0	232,500
基本財産受取利息	0	0	232,500	232,500	0	232,500
特定資産運用益	0	0	2,947,513	2,947,513	0	2,947,513
特定資産受取利息	0	0	2,947,513	2,947,513	0	2,947,513
雑収益	0	250,000	9,706	259,706	0	259,706
受取利息	0	0	9,706	9,706	0	9,706
雑収益	0	250,000	0	250,000	0	250,000
経 常 収 益 計	0	250,000	3,189,719	3,439,719	0	3,439,719
(2) 経常費用						
事業費	1,750,000	2,705,942	8,081,137	12,537,079	0	12,537,079
その他助成費	1,000,000	0	0	1,000,000	0	1,000,000
普及啓発費	0	2,255,942	0	2,255,942	0	2,255,942
会議費	0	0	3,867,877	3,867,877	0	3,867,877
旅費交通費	0	0	4,140,960	4,140,960	0	4,140,960
印刷製本費	0	0	69,300	69,300	0	69,300
給料手当	750,000	450,000	0	1,200,000	0	1,200,000
雑費	0	0	3,000	3,000	0	3,000
管理費	0	0	0	0	1,807,265	1,807,265
会議費	0	0	0	0	220,422	220,422
旅費交通費	0	0	0	0	64,160	64,160
通信費	0	0	0	0	33,561	33,561
消耗品費	0	0	0	0	147,803	147,803
賃借料	0	0	0	0	126,000	126,000
手数料	0	0	0	0	1,083,547	1,083,547
雑費	0	0	0	0	91,632	91,632
減価償却費	0	0	0	0	40,140	40,140
経 常 費 用 計	1,750,000	2,705,942	8,081,137	12,537,079	1,807,265	14,344,344
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 1,750,000	△ 2,455,942	△ 4,891,418	△ 9,097,360	△ 1,807,265	△ 10,904,625
特定資産評価損益等	0	0	△ 13,000	△ 13,000	0	△ 13,000
評価損益等計	0	0	△ 13,000	△ 13,000	0	△ 13,000
当期経常増減額	△ 1,750,000	△ 2,455,942	△ 4,904,418	△ 9,110,360	△ 1,807,265	△ 10,917,625
2. 経常外増減の部						
(1) 経常外収益						
経常外収益計	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用						
経常外費用計	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 1,750,000	△ 2,455,942	△ 4,904,418	△ 9,110,360	△ 1,807,265	△ 10,917,625
一般正味財産期首残高	0	0	36,729,733	36,729,733	453,822	37,183,555
一般正味財産期末残高	△ 1,750,000	△ 2,455,942	31,825,315	27,619,373	△ 1,353,443	26,265,930
II 指定正味財産増減の部						
基本財産運用益	0	0	232,500	232,500	0	232,500
基本財産受取利息	0	0	232,500	232,500	0	232,500
特定資産運用益	0	0	2,918,013	2,918,013	0	2,918,013
特定資産受取利息	0	0	2,918,013	2,918,013	0	2,918,013
特定資産評価益	0	0	2,220,000	2,220,000	0	2,220,000
基本財産評価損	0	0	310,000	310,000	0	310,000
特定資産評価損	0	0	3,963,000	3,963,000	0	3,963,000
一般正味財産への振替額	0	0	△ 3,150,513	△ 3,150,513	0	△ 3,150,513
当期指定正味財産増減額	0	0	△ 2,053,000	△ 2,053,000	0	△ 2,053,000
指定正味財産期首残高	0	0	557,669,600	557,669,600	0	557,669,600
指定正味財産期末残高	0	0	555,616,600	555,616,600	0	555,616,600
III 正味財産期末残高	△ 1,750,000	△ 2,455,942	587,441,915	583,235,973	△ 1,353,443	581,882,530

貸借対照表

平成23年 3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	13,816,648	24,696,133	△ 10,879,485
流動資産合計	13,816,648	24,696,133	△ 10,879,485
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
普通預金	0	102,324,600	△ 102,324,600
当座預金	0	5,570,000	△ 5,570,000
投資有価証券	50,525,000	449,775,000	△ 399,250,000
基本財産合計	50,525,000	557,669,600	△ 507,144,600
(2) 特定資産			
投資有価証券	397,505,600	0	397,505,600
助成事業引当資産	10,000,000	10,000,000	0
特定普通預金	3,324,600	0	3,324,600
特定当座預金	6,297,000	0	6,297,000
特定定期預金	100,000,000	0	100,000,000
特定資産合計	517,127,200	10,000,000	507,127,200
(3) その他固定資産			
器具備品	6,002	7,502	△ 1,500
電話加入権	72,800	72,800	0
ソフトウェア	334,880	373,520	△ 38,640
投資有価証券	0	2,048,600	△ 2,048,600
その他固定資産合計	413,682	2,502,422	△ 2,088,740
固定資産合計	568,065,882	570,172,022	△ 2,106,140
資産合計	581,882,530	594,868,155	△ 12,985,625
II 負債の部			
1. 流動負債			
預り金	0	15,000	△ 15,000
流動負債合計	0	15,000	△ 15,000
負債合計	0	15,000	△ 15,000
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄附金	555,616,600	557,669,600	△ 2,053,000
指定正味財産合計	555,616,600	557,669,600	△ 2,053,000
(うち基本財産への充当額)	(50,525,000)	(557,669,600)	(△ 507,144,600)
(うち特定資産への充当額)	(505,091,600)	(0)	(505,091,600)
2. 一般正味財産	26,265,930	37,183,555	△ 10,917,625
(うち特定資産への充当額)	(12,035,600)	(10,000,000)	(2,035,600)
正味財産合計	581,882,530	594,853,155	△ 12,970,625
負債及び正味財産合計	581,882,530	594,868,155	△ 12,985,625

附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

- ・基本財産及び特定資産について、財務諸表の注記に記載しているため、省略する。

財産目録

平成23年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額		
(流動資産)	現金	手元保管	運転資金として	109,260		
	預金	当座預金	運転資金として	7,028,308		
		三井住友銀行		6,994,848		
		三菱東京UFJ銀行		33,460		
	普通預金	三井住友銀行	運転資金として	6,679,080		
		三菱東京UFJ銀行		5,514,638		
	流動資産合計				13,816,648	
(固定資産)	基本財産	投資有価証券	第294回北陸電力社債	公益目的保有財産であり、運用益を研究助成の財源として使用している。	50,525,000	
	特定資産	投資有価証券	第9回大和証券グループ本社社債	公益目的保有財産であり、運用益を研究助成の財源として使用している。	397,505,600	
			第37回プロミス社債		100,770,000	
			第49回アコム社債		97,390,000	
			第56回アコム社債		98,440,000	
			第7回中央三井信託銀行社債		98,870,000	
			2,035,600			
			特定普通預金	三菱東京UFJ銀行	公益目的保有財産であり、運用益を研究助成の財源として使用している。	3,324,600
			特定当座預金	三菱東京UFJ銀行	公益目的保有財産であり、運用益を研究助成の財源として使用している。	6,297,000
			特定定期預金	三菱東京UFJ銀行	公益目的保有財産であり、運用益を研究助成の財源として使用している。	100,000,000
			助成事業引当資産	三菱東京UFJ銀行	研究助成事業の積立資産であり、運用益を研究助成事業の財源として使用している。	10,000,000
	その他固定資産				413,682	
		器具備品	メダル刻印原型	研究褒章・功労賞のメダル作成に使用している。	6,002	
		電話加入権	06-6203-1819		72,800	
ソフトウェア		PCA会計システム		334,880		
固定資産合計				568,065,882		
資産合計				581,882,530		

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
時価評価によっている。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
器具備品及びソフトウェア……定額法によっている。
- (3) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
普通預金	102,324,600	0	102,324,600	0
当座預金	5,570,000	0	5,570,000	0
投資有価証券	449,775,000	0	399,250,000	50,525,000
小 計	557,669,600	0	507,144,600	50,525,000
特定資産				
投資有価証券	0	397,505,600	0	397,505,600
助成事業引当資産	10,000,000	0	0	10,000,000
特定普通預金	0	3,324,600	0	3,324,600
特定当座預金	0	6,297,000	0	6,297,000
特定定期預金	0	100,000,000	0	100,000,000
小 計	10,000,000	507,127,200	0	517,127,200
合 計	567,669,600	507,127,200	507,144,600	567,652,200

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財 産からの充当額)	(うち一般正味財 産からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産				
投資有価証券	50,525,000	(50,525,000)	(0)	(0)
小 計	50,525,000	(50,525,000)	(0)	(0)
特定資産				
投資有価証券	397,505,600	(395,470,000)	(2,035,600)	(0)
助成事業引当資産	10,000,000	(0)	(10,000,000)	(0)
特定普通預金	3,324,600	(3,324,600)	(0)	(0)
特定当座預金	6,297,000	(6,297,000)	(0)	(0)
特定定期預金	100,000,000	(100,000,000)	(0)	(0)
小 計	517,127,200	(505,091,600)	(12,035,600)	(0)
合 計	567,652,200	(555,616,600)	(12,035,600)	(0)

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
メダル刻印原型	300,000	293,998	6,002
ソフトウェア	386,400	51,520	334,880
合 計	686,400	345,518	340,882

5. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

内 容	金 額
経常収益への振替額	
基本財産運用益の振替額	232,500
特定資産運用益の振替額	2,918,013
合 計	3,150,513

平成23年度事業計画

(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

I. 事業の概要

本事業年度は、従来から継続の各事業を実施し、財団法人設立の目的を達成し、主旨の実現をはかる。

II. 事業の内容

1. てんかんに関する基礎的研究および臨床への応用研究に対する助成

(1,600千円 12件) 19,200千円

てんかんの治療に関する諸分野の基礎的研究並びに応用研究に対して助成する。

2. てんかんの研究に関する国際交流助成

(地域等考慮して 250千円 2件) 500千円

てんかんの治療に関する諸分野の基礎的研究並びに臨床への応用研究を行う
外国人研究者の招聘および我が国の研究者の海外派遣に対して助成する。

3. 招日研究助成

(750千円 2～3件) 2,250千円

アジア諸国のてんかん研究者の研修招聘に対して助成する。

4. てんかんの研究の振興・普及・啓発

①てんかんの研究振興のための刊行助成

1,000千円

てんかんの研究振興のため日本てんかん学会機関誌の刊行に対して助成する。

②てんかんの研究に関する表彰

2,000千円

・研究功労賞

てんかん学の進歩発展に著しい貢献を成し遂げられた研究者に対し、表彰を行う。

・研究褒賞

てんかんの治療に関する研究に優れた業績を上げられた若手研究者に対し、表彰を行う。

③てんかんの研究の振興・普及・啓発のため

・研究報告会の開催

8,000千円

平成20年度助成金受領者12名による研究成果の報告会を開催する。

・研究年報の刊行

3,000千円

研究報告会に於いて発表された内容を研究業績集にまとめ、研究年報として刊行する。

掲載内容

- ・研究功労賞受賞記念講演
- ・研究褒賞受賞記念報告
- ・研究助成報告発表内容
- ・国際交流・招日研究助成受領報告
- ・財団時報

5. その他事業推進費

200千円

上記に付帯し、これに関係ある業務を行う。

公募費用 100千円

その他 100千円

合計 36,150千円

収支予算書
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計				法人会計	内部取引控除	合計
	公1	公2	共通	小計			
I 一般正味財産増減の部							
1. 経常増減の部							
(1) 経常収益							
基本財産運用益	0	0	465,000	465,000	0	0	465,000
基本財産受取利息			465,000	465,000			465,000
特定資産運用益	0	0	6,269,000	6,269,000	0	0	6,269,000
特定資産受取利息			6,269,000	6,269,000			6,269,000
受取寄付金	0	0	33,000,000	33,000,000	4,000,000	0	37,000,000
受取寄付金	0	0	33,000,000	33,000,000	4,000,000		37,000,000
雑収益	0	0	10,000	10,000	0	0	10,000
受取利息収入			10,000	10,000			10,000
経常収益計	0	0	39,744,000	39,744,000	4,000,000	0	43,744,000
(2) 経常費用							0
事業費	24,450,000	3,500,000	11,803,000	39,753,000	0	0	39,753,000
研究助成費	19,200,000			19,200,000			19,200,000
国際交流助成費	2,750,000			2,750,000			2,750,000
その他助成費	1,000,000			1,000,000			1,000,000
普及啓発費		2,600,000		2,600,000			2,600,000
会議費			4,600,000	4,600,000			4,600,000
旅費交通費			4,000,000	4,000,000			4,000,000
印刷製本費			3,000,000	3,000,000			3,000,000
給料手当	1,500,000	900,000		2,400,000			2,400,000
公募費			100,000	100,000			100,000
雑費			100,000	100,000			100,000
減価償却費			3,000	3,000			3,000
管理費					3,930,000	0	3,930,000
役員報酬手当					200,000		200,000
会議費					400,000		400,000
旅費交通費					800,000		800,000
通信費					80,000		80,000
消耗品費					50,000		50,000
賃借料					260,000		260,000
手数料					1,700,000		1,700,000
システム管理費					40,000		40,000
雑費					400,000		400,000
経常費用計	24,450,000	3,500,000	11,803,000	39,753,000	3,930,000	0	43,683,000
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 24,450,000	△ 3,500,000	27,941,000	△ 9,000	70,000	0	61,000
基本財産評価損益等				0			0
特定資産評価損益等				0			0
投資有価証券評価損益等				0			0
評価損益等計	0	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	△ 24,450,000	△ 3,500,000	27,941,000	△ 9,000	70,000	0	61,000
2. 経常外増減の部							0
(1) 経常外収益							0
中科目別記載				0			0
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用							0
中科目別記載				0			0
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0
他会計振替額				0			0
当期一般正味財産増減額	△ 24,450,000	△ 3,500,000	27,941,000	△ 9,000	70,000	0	61,000
一般正味財産期首残高			13,910,524	13,910,524			13,910,524
一般正味財産期末残高	△ 24,450,000	△ 3,500,000	41,851,524	13,901,524	70,000	0	13,971,524
II 指定正味財産増減の部							0
受取寄付金			5,000,000	5,000,000			5,000,000
基本財産受取利息			465,000	465,000			465,000
特定資産受取利息			8,839,000	8,839,000			8,839,000
一般正味財産への振替額			△ 6,743,000	△ 6,743,000			△ 6,743,000
当期指定正味財産増減額	0	0	7,561,000	7,561,000	0	0	7,561,000
指定正味財産期首残高			565,864,600	565,864,600			565,864,600
指定正味財産期末残高	0	0	573,425,600	573,425,600	0	0	573,425,600
III 正味財産期末残高	△ 24,450,000	△ 3,500,000	615,277,124	587,327,124	70,000	0	587,397,124